

くらしの情報 かわさき



令和5年
秋号

- 年末に向けて、掃除と点検で製品事故を防ごう! ……P1・2
- いまどき相談事例 ……P3
- 川崎市消費者支援強調月間特別講演…P4
「消費者トラブル最前線」
川崎駅東口地下街で展示を行います!

発行 川崎市消費者行政センター

いまどき相談事例 トイレの詰まりを直すため、業者を呼んだら高額請求!!
「無料点検」と誘われ、給湯器の点検を受けたら…

年末に向けて、 掃除と点検で製品事故を防ごう!

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
製品安全センター 製品安全広報課

経済産業省では、家電など様々な製品を安全に使用いただくため、11月を「製品安全総点検月間」とし、安全点検の呼びかけを実施しています。製品の点検や掃除、使い方の見直しを行うことにより、製品事故を未然に防ぎ、安心・安全な年の瀬と幸せな新年を迎えるためのポイントを紹介します。

脚立の使用には注意しましょう

◇掃除や点検の際に脚立を使用するときは、次のことに注意しましょう。

①天板には『乗らない・座らない』

天板に乗ることを禁止している製品の天板の上に乗ったり座ったりすると、身体のバランスを崩し、転落するおそれがあります。必ず、本体表示及び取扱説明書に従って使用しましょう。

②天板は『またがらない』

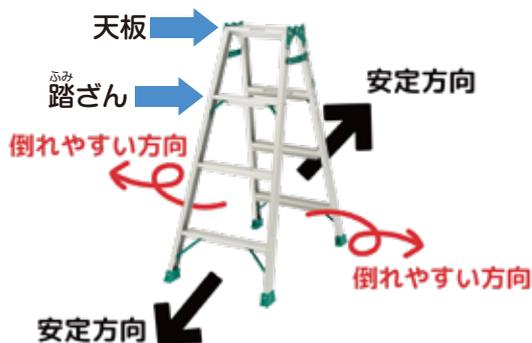
天板にまたいで乗ると身体のバランスを崩しやすくなり、無防備な姿勢で倒れる危険性があります。脚立には転倒しやすい方向があります。正しい使い方は、身体の前面を脚立の昇降面に向け、両足をそろえ、天板や踏ざんに両足のスネなどを当てて安定させて使用しましょう。

③脚立の上で壁や物を押しったり引いたりしない

無理に押しったり引いたりすることで、反動で脚立が不安定になり、転倒や転落のおそれがあります。

④脚立の昇降面の横方向に身体を乗り出さない

昇降面の横方向に身体を乗り出すと、バランスを崩して、転倒や転落のおそれがあります。



正しい使い方

電気製品による事故を防止しましょう

- ◇家具の裏など手が届きにくい場所にある、コンセントに差したままの電気製品の電源プラグをチェックしましょう。積もった綿ぼこり、油分などが原因でトラッキング現象（異物に電気が流れてショートする現象）による火災のおそれがあります。電源プラグを抜いてから乾いた布で汚れを拭い去りましょう。その際に電源プラグの差込金具が曲がっていないか点検してください。そのまま使用していると接触不良による異常発熱で発火するおそれがあります。掃除後はしっかりとコンセントに差し込みましょう。
- ◇冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、エアコン、テレビなどコンセントに電源プラグを差しっぱなしの製品は注意が必要です。
- ◇電源プラグだけでなく、コンセントもチェックしましょう。電源プラグを抜き差しする際にゆるくなっているか、樹脂部分に熱による変色や割れなどはないか、異常がある場合、修理には、電気工事士の資格が必要となりますので電気店などに相談してください。
- ◇電気製品の電源コードにも注意が必要です。断線するとショートして発火のおそれがあります。電源コードが傷ついていないか、折り曲げられたり、家具の下敷きになっていないかチェックしましょう。
- ◇延長コードやマルチタップにも寿命があります。「異常に発熱する」「電源プラグが変形している」などの異常が見られた場合はすぐに取り換えましょう。



トラッキング現象の事故の再現



ほこりで汚れたテーブルタップ

不要になった製品は、正しく廃棄しましょう

- ◇携帯扇風機やモバイルバッテリーなどリチウムイオン電池を使用した製品を廃棄するときは、くれぐれも一般ごみなどとして廃棄しないでください。
- ◇スプレー缶やカセットボンベを廃棄するときは、中身を出し切って、廃棄してください。
- ◇誤った廃棄方法は、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因となり、市民生活に支障をきたすおそれがあります。廃棄については、購入店にお問合せいただくか、お住まいの自治体のホームページをご確認ください。

まとめ

製品の事故は未然に防ぐことができます。身の回りの製品の総点検をして家庭内を事故から守り、安心・安全な年の瀬と幸せな新年を迎えましょう。



いまだき
相談事例 1

トイレの詰まりを直すため、業者を呼んだら高額請求!!

相談事例

3日前の夜、賃貸マンションのトイレが詰まった。トイレが使用できないのは困るので、ネット検索をしたら『最安値250円から』という広告を見つけた。電話をかけて料金を聞いたが、「見てみないと値段はわからない。作業員を派遣する」と言われた。その後、駆け付けた作業員から「業務用のポンプを使うので8000円かかる」と言われ、了承した。次に「トイレの便器を外さないといけない」と言われ、仕方なく承諾をした。その都度、作業内容と金額を言われ、最終的に40万円という高額な請求をされた。返金してほしい。

アドバイス

- 『トイレの詰まり修理〇〇円から』というネットの広告を見て、修理の依頼をしたところ、高額な請求を受けた、というトラブルの相談が後を絶ちません。
- トイレやキッチン等などの修理料金に「業界基準」はありません。
- 実際に作業が始まると、次々と追加作業を提案され、高額な契約になる場合があります。
- 作業前に見積りを依頼して、想定以上に高額な時は、作業をきっぱりと断りましょう。
- 賃貸物件にお住まいの方は、まず管理会社に相談をしてください。
- 市販のラバーカップなどの掃除用具を使って、自分でトイレの詰まりが解消できる場合があります。
- 緊急時に備えて、日頃から地元などの信頼できる事業者を探しておきましょう。
- 広告などの表示金額と実際の請求金額が大きく異なる時は、クーリング・オフができる可能性があります。
- 川崎市では消費者への配慮に努める事業者と消費者支援協定を締結しています。市ホームページ『上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定店一覧』を参考にしてください。



いまだき
相談事例 2

『無料点検』と誘われ、給湯器の点検を受けたら…

相談事例

高齢の叔母が一人暮らしをしている。昨日、叔母の家を訪問したら、給湯器交換の契約書面があった。契約日は4日前で金額は35万円だ。叔母に聞いたところ「大手ガス会社を名乗って『無料点検をする』と電話があった。その後、業者が訪問をしてきた。点検の後、『給湯器が古くなっているので交換をしたほうがいい』と言われ、不安になって契約をした」とのことだ。給湯器はまだ壊れていないので交換する必要はないと思う。クーリング・オフしたい。

アドバイス

- 点検を口実に自宅に訪問し、高額な工事契約をさせる『点検商法』の手口です。
- 行政機関等から委託を受けた点検と思わせるような勧誘電話があったという相談もありますが、行政機関等は個別に給湯器の点検はしていません。
- 「無料で点検する」などと勧誘されても安易に応じないでください。
- 無料点検後、消費者の不安をあおり、必要のない工事契約を勧められることがあります。
- 訪問販売で契約した給湯器の交換工事は、8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- 工事完了後でも、クーリング・オフ期間内であればクーリング・オフができます。
- 給湯器の点検は、契約しているガス会社や、給湯器のメーカーに相談しましょう。
- 給湯器の交換工事など高額な契約をする場合は、複数の業者から見積りを取り、内容を比較・検討したうえで契約をしましょう。



11月は消費者支援強調月間です!

川崎市では、11月を消費者支援強調月間と定め、講演会の開催等さまざまな取組を行っています。

川崎市消費者支援強調月間特別講演

「消費者トラブル最前線」～地域の見守りの現場から～

日時 11月22日(水) 14:30～16:10 (14:15受付開始)
会場 川崎市総合自治会館ホール (中原区小杉町3-600 コスギサードアヴェニュー4階)
対象者 川崎市内在住・在勤・在学の方 100名(先着順)
費用 無料

内容 第1部「消費者が安心・安全に暮らせる社会を目指して」
 講師 佐竹 愛子氏 (川崎市消費者行政センター相談員)
 第2部「地元金融機関における顧客対応の現場から」
 講師 吉田 英和氏 (川崎信用金庫 お客さまサポート部 審査役)
 第3部 ディスカッション「消費者トラブルに強いまちづくり」
 登壇 佐竹 愛子氏 / 吉田 英和氏

申込方法 右記ホームページに掲載の申込フォームから申込み

申込期間 10月18日(水)～11月15日(水)

問合せ 川崎市消費者行政センター啓発係 電話044(200)3864 8:30～17:15 (土日祝日を除く)



ホームページ

川崎駅東口地下街で展示を行います!

川崎駅東口地下街(アゼリア地下街)の広報コーナーにて、消費者行政センターの紹介や最新の消費者被害の事例などの情報を展示しています。
 ぜひお立ち寄りください。

展示期間 11月13日(月)～11月23日(木)

場所 広報コーナー(市役所通り方面)



悪質商法特別相談会を実施します

日時 11月30日(木)・12月1日(金) 13:00～16:00

予約期間 10月30日(月) 9:00～(先着順)
 ※先着にて受付を行い、定員(予約人数の上限)に達した場合は受付終了となります

申込先 事前予約制 電話044(200)2263

費用 無料 **対象** 市内に在住・在勤・在学の方 **相談員** 弁護士 **相談方法** 来所または電話

相談会場 川崎市消費者行政センター(川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階)

問合せ 川崎市消費者行政センター相談係 電話044(200)2263 8:30～17:15 (土日祝日を除く)

詳細は右記二次元コードから御確認ください。



ホームページ

消費者行政センターは御幸ビルに移転します(令和6年2月5日(月)予定)

くらしの情報かわさき

川崎市消費者行政センター
 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
 電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

消費生活に関する情報は、
消費者行政センター
ホームページでも提供しています。



イラスト…タナカタケシ



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索

令和5年10月25日発行